

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程

第1章 総則

第1条〔目 的〕

本規程は、一般社団法人三重県サッカー協会（以下「本協会」という。）の 組織及び運営に関する基本原則を定める。

第2条〔日本サッカー協会及び東海サッカー協会への加盟〕

1. 本協会は、三重県サッカー界を代表する唯一の団体として、公益財団法人日本サッカー協会（以下「J F A」という）及び一般社団法人東海サッカー協会（以下「T K F A」という）に加盟する。
2. 本規程においてサッカーとは、サッカー、フットサル、ビーチサッカー、その他関連競技を広義に指すものとする。

第3条〔加盟団体及び選手等〕

次の団体及び個人は、J F A及びT K F Aの定める諸規程並びに本協会の指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

(1) 本協会に加盟する以下の団体（以下、「加盟団体」という。）

- ①地区協会（本規程第3章第1節に定める。）
- ②各種の連盟（本規程第3章第2節に定める。）

(2) 本協会の承認を得て、J F Aに登録する以下の個人（以下、「選手等」という。）

- ①選手
- ②監督
- ③コーチ
- ④審判
- ⑤地区協会及び加盟団体の役員関係者
- ⑥加盟団体の代表

一般社団法人三重県サッカー協会 基本規程

第2章 組織 第1節

第4条〔役員の設置〕

1. 本協会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事：15名以内（本協会の監事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。）
 - (2) 監事：2名以内（本協会の理事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。）
2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き若干名を副会長、1名を専務理事とすることができる。
3. 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。
4. 第2項の専務理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
5. 副会長のうちから予め定めた者1名を会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。

第5条〔役員の選任〕

1. 役員選考委員会を設置する。
 - (1) 理事会は、役員選任の行われる年の1月にこれを組織し、役員候補者の選任後は解散する。
 - (2) 役員選考委員会は、理事会の諮問を受けて、役員候補者を答申する。
 - (3) 役員選考委員は、理事会において理事及び外部の者（1名以内）から5名以内で選任する。
 - (4) 理事会は、役員選考委員会から答申のあった役員候補者を尊重し、会員総会へ提出する役員候補者を決定する。
2. 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。
3. 前項に定める役員の選任並びに会長、副会長、専務理事の選定に関する手続きは、会員総会が別途定める役員の選任及び会長等の選定に関する規定に従うものとする。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
5. 理事及び監事は、本協会の司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

第6条〔JFA及びTKFAへの代表者の選任〕

1. JFAの評議員及びTKFAの社員代表者を予め指名する。
2. 代表者は原則として本協会の理事とする。

第7条〔理事の職務及び権限〕

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規程で定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長は、法令及びこの規程で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
3. 会長及び専務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第8条〔監事の職務及び権限〕

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9条〔役員の任期及び定年制〕

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第4条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 増員となる理事及び監事の任期は、改選期までの期間とする。
6. 役員は、原則としてその就任時に会長及び副会長は満75歳未満、その他の役員は満70歳未満でなければならない。

第10条〔役員の解任〕

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、会員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第11条〔役員の報酬等〕

理事及び監事に対する報酬等は、会員総会において別に定める基準に従って支給することができる。

第12条〔取引の制限〕

1. 理事は、次に掲げる場合には、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
3. 本協会は、非業務執行理事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第13条〔責任の免除又は限定〕

1. 本協会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2. 本協会は、非業務執行理事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第14条〔名誉役員〕

1. 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。
2. 名誉役員は、名誉会長、顧問及び参与とする。
3. 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
4. 名誉会長、顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。
5. 名誉役員に関する事項は、理事会が定めるところによる。

第2節 理事会

第15条〔構成〕

理事会は、第4条第1項の理事及び監事をもって構成する。

第16条〔理事会の開催〕

理事会は、原則として4ヶ月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

第17条〔権 限〕

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (4) 会長代行者の選定及び解職
- (5) 各種委員会委員長及び委員の承認及び否認

第18条〔理事会の招集及び議長〕

1. 理事会は、会長が招集し、その議長は理事の互選とする。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集する。

第19条〔決 議〕

1. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第20条〔理事の議決権〕

1. 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。
2. 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする

第21条〔議事録〕

1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した理事及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

第22条〔緊急事案の処理〕

1. 緊急の処理が求められる事案が発生した場合、会長及び専務理事の協議により議事を決することができる。ただし、この場合において決定された事項は、直後に開催される理事会に報

告し、追認を得なければならない。

第 2 3 条〔基盤強化〕

理事会は、基盤強化の観点から、下記の諮問機関（部会）を設置することができる。

1. 総務部会
2. 財務部会
3. 施設部会
4. その他必要が有る場合。

構成については、県内有識者を選任し、理事会にて承認後、会長が委嘱する。協会が抱える課題について、理事会に諮問する。

第 3 節 会員及び会員総会

第 2 4 条〔法人の構成員〕

定款第 3 章第 5 条第 1 項をもって会員とする。

第 2 5 条〔会員の資格の取得〕

この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところの入会届（別紙様式第 1 号）により申込みをし、その承認を受けなければならない。〔定款第 3 章第 6 条〕

第 2 6 条〔経費の負担〕

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第 2 7 条〔任意退会〕

会員は、理事会において別に定める退会届（別紙様式第 2 号）を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。〔定款第 3 章第 8 条〕

第 2 8 条〔除名及び会員資格の喪失〕

1. 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 定款第 3 章第 9 条 1 項～ 3 項、及び第 1 0 条 1 項から 3 項に該当するとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。
2. 前条及び前項の場合において、資格を喪失した会員に対しては、既納の会費及びその他の拠出金について、これを返還しない。

第29条〔会員総会の構成〕

会員総会は、代議員をもって構成する。〔定款第4章第11条〕

代議員の選出については、細則を別途定める。

第30条〔会員総会の権限〕

会員総会は、次の事項について決議する。〔定款第4章第12条〕

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 司法機関（規律・フェアプレー委員会）の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又は本協会定款若しくは本規程で定められた事項

第31条〔会員総会の開催〕

会員総会は、定時会員総会と臨時会員総会とし、前者を毎年6月、後者は必要がある場合に開催する。〔定款第4章第13条〕

第32条〔会員総会の招集及び議長〕

1. 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が会議の目的である事項を決定し、会長が招集する。
2. 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
3. 会員総会の議長は、会員の中から選出する。

第33条〔議決権〕

会員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

第34条〔決 議〕

1. 会員総会の決議は、代議員の議決権を有する過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款及び基本規程の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第4条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任すること。
4. 理事、監事及び各常設委員会の委員長は、会員総会に出席して意見を述べることができる。

第35条〔議決権の代理行使〕

1. 会員は、代議員が会員総会に出席できない場合において、代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、第34条第1項及び第2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
2. 前項において、代議員の代理人として議決権を行使する者とは、代議員選挙時の補欠として登録された者とする。

第36条〔議事録〕

1. 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名押印する。

第4節 司法機関

第37条〔司法機関〕

本規程、本協会の懲罰規程及びこれらに付随する諸規程（以下「本規程等」という。）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

- (1) 規律・フェアプレー委員会

第38条〔規律・フェアプレー委員会の所管事項〕

1. 規律・フェアプレー委員会は、JFAの基本規程並びに懲罰規程の定めに基づき、本協会、JFA及び本協会の各種規程等に対する違反行為について調査、審議し、懲罰を決定する。なお、本協会が主催する公式競技会に大会規律委員会を設置し、JFA懲罰規程により懲罰権を再委任する。
2. 前項の規定に関わらず、本協会の事業遂行のため以下の事業も所管する。

- (1) リスペクトに関する事項（含：ウェルフェアオフィサーに関する事項）
- (2) フェアプレーに関する事項
- (3) 差別、暴力対策に対する事項
- (4) マッチコミッショナーに関する事項

第39条〔規律・フェアプレー委員会の組織及び委員〕

1. 規律・フェアプレー委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 委員長及び委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
3. 委員長は、本協会の代議員、理事、監事、職員、地区協会代表、支部長または各種委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
4. 委員長及び委員は、会員総会の決議によって選任する。
5. 委員長及び委員は非常勤とする。

第40条〔規律・フェアプレー委員会の委員の任期〕

1. 規律・フェアプレー委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第41条〔事務局〕

規律・フェアプレー委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

第5節 各種委員会

第42条〔常設委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の常設委員会を設置する。

1. 専門委員会
 - (1) 技術委員会
 - (2) 審判委員会
 - (3) キッズ委員会
 - (4) 事業運営委員会
 - (5) スポーツ医・科学委員会

2. 種別委員会

- (1) 第1種委員会
- (2) 第2種委員会
- (3) 第3種委員会
- (4) 第4種委員会
- (5) 女子委員会
- (6) シニア委員会
- (7) フットサル委員会

3. 全国大会準備委員会

第43条〔特別委員会等の設置〕

本協会の事業遂行のため、特別委員会を置くことができる。

第44条〔組織及び委員〕

1. 各種委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 各種委員会の委員長及び委員は、本協会役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第45条〔委員の任期〕

1. 各種委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度とし、再任は妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第46条〔招集・議長〕

1. 各種委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
2. 各種委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

第47条〔所管事項〕

1. 各種委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。
2. 各種委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
3. 2つ以上の各種委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、又は委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第48条〔常設委員会の委員長の権限〕

1. 常設委員会の委員長は、次の権限を有する。
 - (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと。
 - (2) 緊急を要するため、各種委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。
2. 各種委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これ報告しなければならない。

第49条〔事務局との連携〕

各種委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第50条〔部会及びJFA・TKFA委嘱役職、外部団体充職〕

1. 各種委員会は、その所管事項に関し、部会を設置することができる。ただし、直近の理事会の追認を受ける。
2. 本協会にJFAおよびTKFAから委嘱される次の役職を置くことができる。
 - (1) JFA評議員
 - (2) TKFA役員
 - (3) TKFA社員代表
 - (4) FAコーチ
 - (5) ユースダイレクター
 - (6) 女子サッカー（なでしこ）普及コーディネーター
3. 前項の役職には、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断ができ本協会の論理規範を遵守できる者を担当委員会と事務局の協議により推挙し、理事会の承認を経て選定される。
4. 第2項および第3項の役職の任期は、委嘱又は依頼される団体の指定によるものとする。
5. （公財）三重県スポーツ協会等の外部団体・関係機関から依頼される充職については、事務局より候補者を推挙し、理事会の承認を経て選定される。

第51条〔細則の制定〕

各種委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第6節 事務局

第53条〔事務局〕

1. 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局には有給の職員を置く。
3. 会長は、事務局長の提案に基づき、管理職の地位にある職員を任免する。
4. 事務局長は、管理職以外の職員を任免する。

第54条〔事務局長〕

1. 事務局の最高責任者として事務局長を置く。
2. 事務局長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任する。
3. 事務局長の任期は、原則2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで）とする。ただし、再任を妨げない。
4. 事務局長は、本協会の会員代表者、理事、監事、司法機関若しくは各種委員会の委員長若しくは委員又は加盟団体の役職員を兼ねることができない。
5. 事務局長は、以下の事務を担当する。
 - (1) 会員総会及び理事会における決定に関する事項
 - (2) 会員総会、理事会及び各種委員会等への出席
 - (3) 会員総会、理事会及びその他機関の会議の運営
 - (4) 会員総会、理事会及び各種委員会の議事録の作成
 - (5) 本協会の財務及び会計に関する事項
 - (6) 本協会の公式文書の受発信に関する事項
 - (7) 事務局の運営
 - (8) 管理職以外の職員の任免
 - (9) 管理職の地位にある職員の任免に関する会長への提案

第55条〔事務局に関する規程〕

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する裁量権限は、理事会の定めるところによる。

[別表 1]

各種委員会の所管事項

1. 技術委員会

- (1) 県内における選手の育成、強化に関する事項
- (2) 県内におけるユース年代の普及に関する事項
- (3) 県内における強化方針に基づく技術指導
- (4) 県内における指導者の養成
- (5) その県内における技術指導に関する事項
- (6) 国民スポーツ大会に係る強化・育成に関する事項

2. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用
- (2) 県内における審判員の養成
- (3) 県内における公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (4) 県内における審判員の賞罰に関する事項
- (5) 県内における審判指導者に関する事項

3. キッズ委員会

- (1) キッズサッカーの強化・育成・普及に関する事項

4. 事業運営委員会

- (1) 事業運営に関する事項

5. スポーツ医・科学委員会

- (1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
- (2) アンチ・ドーピングに関する事項
- (3) 地域を代表するチームの医事管理に関する事項
- (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
- (5) 本地域協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
- (6) その他すべての医学及び健康に関する事項

6. 第1種委員会（社会人/大学高専）

- (1) 第1種サッカーの強化・育成・普及に関する事項

7. 第2種委員会

- (1) 第2種サッカーの強化・育成・普及に関する事項

8. 第3種委員会

- (1) 第3種サッカーの強化・育成・普及に関する事項

9. 第4種委員会

- (1) 第4種サッカーの強化・育成・普及に関する事項

10. 女子委員会

- (1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項

11. シニア委員会

- (1) シニアサッカーの強化・育成・普及に関する事項

12. フットサル委員会

- (1) フットサルに関する事項
- (2) フットサルに関する大会及び試合の監理
- (3) ビーチサッカーに関する事項
- (4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程

第3章 加盟団体

第1節 支部・地区協会

第56条〔支部・地区協会〕

1. 本協会は、県内におけるサッカーの普及及び発展を図るため、各地域においてサッカーを統括する団体として、次の地区協会を加盟団体とする。

- (1) 北勢支部 桑名サッカー協会
 いなべサッカー協会
 四日市サッカー協会（NPO法人）
- (2) 鈴亀支部 鈴鹿市サッカー協会
 亀山市サッカー協会
- (3) 伊賀支部 伊賀市サッカー協会
 名張市サッカー協会
- (4) 中勢支部 津市サッカー協会
 松阪市サッカー協会
- (5) 南勢支部 伊勢サッカー協会（NPO法人）
 鳥羽市サッカー協会
 志摩市サッカー協会
- (6) 東紀州支部 尾鷲サッカー協会
 紀北サッカー協会
 南郡熊野サッカー協会

2. 前項各号の協会は、基本規約を本協会に届出るものとする。

第57条〔活動目的〕

地区サッカー協会は、各地域におけるサッカー団体を統括し、各地域におけるサッカーの普及及び振興に努める。

第58条〔組 織〕

地区サッカー協会は、本協会の定款及び基本規定に基づき運営され、活動する。

第59条〔加盟登録〕

- 1. JFA 及び本協会に加盟登録するチームは、原則として地区協会に加盟することとする。
- 2. 各チームは、原則としてチームの所在地がある地区協会に加盟登録を行う。チームの所

在地とは、チームの事務所または代表者の住所とする。

3. 所在地である地区協会での加盟登録が困難な場合、該当協会及び本協会事務局との協議の上隣接する地区協会等への加盟登録を認める場合がある。
4. 各地区協会の加盟登録手続き及び加盟登録費の徴収については、各協会の裁量とする。

第60条〔活動〕

地区サッカー協会は、第59条の活動目的のもと、主体的に活動することが望ましい。単独での活動が難しい場合、他地区との協働での活動を工夫するなど、地区協会活動の目的達成のため努めるものとする。

第2節 各種の連盟

第61条〔各種の連盟〕

1. 本協会は、県内におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体とする。

- (1) 三重県社会人連盟
- (2) 三重県学生サッカー連盟
- (3) 三重県クラブユースサッカー連盟
- (4) 三重県高等学校体育連盟サッカー専門部
- (5) 三重県中学校体育連盟サッカー専門部
- (6) 三重県フットサル連盟
- (7) 三重県ハンディキャップサッカー連盟

2. 前項各号の連盟は、基本規程を本協会に届出るものとする。

第62条〔新たな各種の連盟の認定〕

1. 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、前条に定める各種の連盟として新たに認定することができる。

- (1) 県内サッカー界における特定のカテゴリーにおける唯一の統括団体であること。
- (2) 独立性が担保されていること。
- (3) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること。
- (4) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること。
- (5) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること。
- (6) 県内規模の大会を定期的に主催すること。
- (7) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること。
- (8) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること。
- (9) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること。
- (10) 当該団体に加盟するチームが地域を構成する各都道府県に存在すること。但し、国際サッカー連盟（FIFA）が、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りでない。

2. 理事会は、前条に定める各種の連盟として新たに認定を希望する団体について、その適格を厳格に審査し、認定を決議する。

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程

第4章 登録

第63条〔選手登録等〕

1. サッカー選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途 J F A が制定する「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。
2. フットサル選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途 J F A が制定する「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。
3. 各地区協会は、地区協会単位での登録に関する数値の把握に努める。

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程

第5章 競技

第64条〔競 技〕

日本国内において開催される国内競技会及び国際競技会の組織並びに運営に関する事項は、別途JFAが制定する規程に定めるところによる。

第65条〔定 義〕

本章における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 主 催

自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること。

(2) 共同主催（共催）

共同の名義において試合等を開催すること。

(3) 主 管

試合等の運営の委託を受けて実施すること。

(4) 後 援

他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）。

(5) 協 力

他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること。

(6) 特別協賛（冠協賛）

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること。

(7) 協 賛

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること。

(8) 公 認

他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること。

(9) 推 薦

他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本地域協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること。

第 6 6 条〔競技会の開催〕

本協会は、別表に示す競技会を開催する。（別表とは、要覧、各委員会事業計画を示す）

第 6 7 条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「県協会」を使用することはできない。

第 6 8 条〔主管の委託〕

1. 本協会は、主催する競技会の主管を、その競技会開催地の地区サッカー協会に委託することができる。
2. 前項の場合、委託された地区サッカー協会を、主管地区協会という。

第 6 9 条〔アマチュア選手の賞品〕

競技会に参加するアマチュア選手への賞品は、アマチュア選手にふさわしいものでなければならない。

第 7 0 条〔地区競技会等〕

地区サッカー協会が独自に開催する競技会については、本協会に届け出るものとする。

第 7 1 条〔処 分〕

本協会は、本章の規定に違反した地区サッカー協会、加盟チーム又は選手に本規程第 9 章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科すことができるものとする。

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程

第6章 審判

第72条〔審判〕

J F A、T K F A及び本協会に登録されたサッカー競技の審判員及びフットサル競技の審判員並びにサッカー審判員の指導者及びフットサル審判員の指導者の資格及び地位に関する事項は別途 J F Aが制定する「審判員及び審判指導者に関する規則」に定めるところによる。

一般社団法人三重県サッカー協会
基本規程
第7章 指導者

第73条〔指導者〕

J F A、T K F A、本協会に登録された指導者に関する事項は、別途 J F A が制定する「指導者に関する規則」に定めるところによる。

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程

第8章 表彰

第74条〔表 彰〕

本協会は、県内サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

第75条〔対象者〕

本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の役員、顧問、参与
- (2) 加盟チーム及びその役員、選手
- (3) 各種連盟の役員
- (4) 審判員
- (5) その他本協会の活動に多大な貢献をした者

第76条〔表彰事由〕

本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき。
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき。また、実績の残した選手。
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき。
- (4) その他前各号に準ずる行為があったとき。
- (5) 詳細については、運用細則にて記す。

第77条〔表彰の方法〕

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

第78条〔表彰者の決定〕

表彰者の決定は、表彰規定にもとづき、理事会において行う。

第79条〔表彰の時期〕

表彰の時期及び場所は、会長が決定する

一般社団法人三重県サッカー協会
基本規程
第9章 懲罰

第80条〔懲 罰〕

本協会の加盟団体及び選手等の懲罰に関する事項は、別途 J F A が制定する懲罰規程に定めるところによる。

一般社団法人三重県サッカー協会
基本規程
第10章 改正

第81条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程

第 11 章 附則

第 8 2 条〔施 行〕

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程を、2019年6月11日に改正する。

この規程を、2019年11月27日に改正する。

この規程を、2021年6月19日に改正する。

この規程を、2022年9月8日に改正する。

この規程を、2023年3月15日に改正する。

この規程を、2023年6月8日に改正する。

この規程を、2023年6月14日に改正する。